

## 「日本学士院庁舎耐震診断業務」質疑応答集

番号	質問	回答
1	1 評価は無いと考えて宜しいでしょうか。	評価はありません。
2	2 要補強となった場合の補強案は、何案程度必要でしょうか。	補強が必要になった場合は、別途補強設計を発注するため、本業務では、概算工事費算出用に1案提出してください。
3	3 重要度係数は、I類からIII類のいずれとすれば宜しいでしょうか。	III類としてください。
4	4 業務内容(2)における太陽光発電設備の重量をご提示ください。	公称出力19.152KWの太陽光パネルの設置を想定していますので、その想定のもとで計算してください。
5	5 当該業務に直接関係する他の業務の請負契約を、当該棟業務の請負契約の相手方との随意契約により、締結する予定はございますか。	予定はありません。
6	6 貸与資料は、設計図面及び構造計算書となっていますが、竣工図面は無いと考えて宜しいでしょうか？	竣工図面はありませんが、設計変更図面については、貸与できる予定です。
7	7 上記図書の他、以下の資料の貸与は可能でしょうか？ 1) 地質調査資料 2) 補修・改修記録とその設計図書 3) 過去の地震における被災記録 4) 主要な機器設備の荷重	地質調査資料は貸与可能です。それ以外についても、可能な限りの資料は提供しますが、左記の資料は整備されていないため、基本的に貸与できません。
8	8 改修基本計画は、複数案の比較検討となるため目標耐震性能を確保するための必要構面数の算定などの概略検討と考えて宜しいでしょうか？	貴見の通りです。
9	9 構造体の耐震安全の分類は、I～III類のどの区分でしょうか？	III類です。
10	10 屋上への太陽光発電設備の設置検討業務の具体的な内容がわかりません。 例えば、以下のような場合が考えられます。 1) 発電設備の基本設計が完了しており、荷重及び載荷条件が決定している状態での床や小梁のみのチェック作業の実施。 2) 1)に加えて、荷重増加に対する耐震診断の実施。 3) 2)に加えて、梁や柱等の架構の検討(長期及び地震時)の実施。	公称出力19.152KWの太陽光パネルについて、構造補強しないで設置が可能かを検討する業務となります。2)、3)は不要です。
11	11 「構造体の耐震診断業務」と「屋上への太陽光発電設備の設置検討業務」についての記載がありますが、建築非構造部材や建築設備の診断に関する記載がありません。これらに関する診断業務は契約外であり、想定する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	貴見の通りです。
12	12 耐震診断結果に関して、判定会、審査会を受審する業務は契約外であり、想定する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	貴見の通りです。
13	13 診断の結果「改修が必要」となった場合でも、補強案の作成や計算、工事費の概算などの業務は契約外であり、想定する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	貴見の通りですが、工事費の概算などを行うために、簡単な補強案の作成をお願いします。
14	14 外観調査に基づくひび割れなどの状況図作成、不同沈下測定は必要と考えますが、よろしいでしょうか。	貴見の通りです。
15	15 構造体、建築非構造部材、建築設備の耐震安全性の分類をご教示ください。	構造体はIII類、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類とします。
16	16 既存構造図のCAD化(トレース)は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	貴見の通りですが、作成される場合は納品をお願いします。